

職員の収賄事件に関する原因究明及び再発防止並びに職員の綱紀肅正を求める決議
(案)

去る令和6年11月13日、尼崎浄水場における舗装工事の入札に関し、特定の業者に便宜を図って受注させ、賄賂を受けとったとして、職員が逮捕、起訴された。

全ての公務員は、全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の付託に応える高い倫理観と使命を持って、厳正に職務を遂行すべきところ、今回の不祥事により、市民の信頼を著しく失墜させたことは、甚だ遺憾であり、断じて許されるものではない。

よって、本議会は、二度とこのような不祥事を起こさないよう、また、一刻も早く市民の信頼回復を図るよう、企業団は今回の事件を深刻に受け止め、事件の原因究明及び再発防止並びに綱紀肅正に取り組まれるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和7年2月17日

阪神水道企業団議会